

特定非営利活動法人チアプラム 寄付金取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人チアプラム（以下、「当法人」という）が受入れる寄付金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、「寄付金」とは当法人の事業推進及び運営を財政的に支援する目的で寄付される現金のことをいう。

(寄付金の種類)

第3条 寄付金の種類は、「特定寄付金」及び「一般寄付金」とする。

2 用途を特定する寄付金を「特定寄付金」という。

3 「特定寄付金」以外の寄付金を「一般寄付金」といい、その用途については当法人の裁量とすることができる。

(受入れの条件)

第4条 次に掲げる条件の付された寄付金は受入れることができないものとする。

(1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること

(2) 寄付金の用途について、寄付者が会計検査を行うこと

(3) 寄付申込後、寄付者が寄付の全部または一部を取消することができること

(4) その他、当法人の運営上支障があると認められること

(寄付金の申込)

第5条 寄付の申込は書面による。

2 申込書の様式は別に定める。

(寄付金の受入れ決定)

第6条 寄付金の受入れの決定は理事長が行うものとする。

(礼状等の発行)

第7条 寄付金の入金があった際には、別に定める礼状および領収証書を発行するものとする。

(規定の変更)

第8条 この規定は理事会にて変更できるものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、その都度、定めるものとする。

(附 則)

この規定は、平成29年11月1日より施行する。